

(別紙様式1)

### 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 徳島県  
農業委員会名： つるぎ町農業委員会

#### I 農業委員会の状況(平成28年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	927
自給的農家数	653
販売農家数	274
主業農家数	40
準主業農家数	23
副業的農家数	211

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	419
女性	212
40代以下	4

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	21
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	4
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	88	555	467	88	0	643
経営耕地面積	27	137	67	70	0	164
遊休農地面積	6	54	39	15	0	60
農地台帳面積	108	1169	999	170	0	1,277

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H29年 7月 24日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	20	20	1	1	0	2	4	24
認定農業者	—	2	0	1	0	0	1	3
女性	—	1	0	0	0	0	0	1
40代以下	—	0	0	0	0	0	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	643ha	62.4ha	9.54.%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等により遊休農地の増加、農地の分散等により農地の確保・有効利用を図ることが困難となっている。 早急に農地の利用集積を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2ha (うち新規集積面積 ha)
活動計画	7月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知 8月～9月 担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成25年度新規参入者数	平成26年度新規参入者数	平成27年度新規参入者数
	経営体	経営体	経営体
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や戸別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

### 2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	経営体
活動計画	7月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知 8～9月 担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	643ha	60ha	9%
課 題	農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2ha		
	目標設定の考え方: 遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地の解消を目指すことが必要。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	26人	8月～10月	11月～1月
	農地の利用状況調査	調査方法	
	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を実施、遊休かしている場合は、当該農地等の状況を詳しく確認。 2 調査区域を5地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査。 3 納税猶予特例適用農地を明確にして調査。		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	2月～3月	6月～7月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	643ha	0ha
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上で特に、山間部においては、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 平成28年度の活動計画

活動計画	全国統一「農地パトロール月間」の8～11月に、農地への産業廃棄物等の不法投棄防止と共に農地の違反転用対策を推進する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入